

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	粗大ごみリクエスト収集事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 経済環境部 支所環境産業課・市長部局 経済環境部 環境推進課
個人情報ファイルの利用 目的	本庄市廃棄物の減量及び処理に関する条例に基づ き、粗大ごみリクエスト収集の受付等に関する管理 を行う。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号
記録範囲	粗大ごみリクエスト収集の申請者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	金屋地域農地保全協議会 構成員名簿
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 経済環境部 支所環境産業課
個人情報ファイルの利用 目的	多面的機能支払補助金事業に係る事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 社会的活動
記録範囲	多面的機能支払補助金事業参加者
記録情報の収集方法	市の機関内（本人の同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児玉広域農地保全協議会 構成員名簿
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 経済環境部 支所環境産業課
個人情報ファイルの利用 目的	多面的機能支払補助金事業に係る事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 社会的活動
記録範囲	多面的機能支払補助金事業参加者
記録情報の収集方法	市の機関内（本人の同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児玉地域苦情台帳
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 経済環境部 支所環境産業課
個人情報ファイルの利用 目的	空き家・空き地・騒音・振動・悪臭などの対応情報 として関係者の情報を管理。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 電話番号、5 職業・職 歴、6 家族状況、7 親族状況、8 婚姻、9 居住状況
記録範囲	情報提供者、空き家・空き地の所有者・管理者、そ の他公害苦情関係者など。
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の市の機関、他の官公庁、民間・ 私人（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	放置自転車等対策事業（児玉地域）
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 経済環境部 支所環境産業課
個人情報ファイルの利用 目的	本庄市自転車等放置防止条例に基づく放置自転車 の返還に係る事務を行うため。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号
記録範囲	放置自転車の所有者
記録情報の収集方法	他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	中山間地域等直接支払交付金参加者名簿
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 経済環境部 支所環境産業課
個人情報ファイルの利用 目的	中山間地域等直接支払交付金事業に係る事務を行 うため。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番 号、6 所得・収入、7 資産の状況、8 社会的活動
記録範囲	中山間地域等直接支払交付金協定参加者
記録情報の収集方法	市の機関内、民間・私人（本人の同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児玉地域道路苦情台帳
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 経済環境部 支所環境産業課
個人情報ファイルの利用目的	道水路等に関する相談の対応情報として関係者の情報を管理。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 電話番号、5 職業・職歴
記録範囲	情報提供者、その他道路苦情関係者など。
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	セーフティネット保証認定事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 経済環境部 支所環境産業課
個人情報ファイルの利用 目的	セーフティネット保証申請者の管理
記録項目	1 氏名、2 生年月日等、3 住所、4 電話番号、5 所得・収入、6 資産の状況、7 課税・納税、8 取引の状況、9 債務の状況
記録範囲	セーフティネット保証申請者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市民農園利用者名簿（児玉地域）
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 経済環境部 支所環境産業課
個人情報ファイルの利用 目的	市民農園推進事業に係る事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 生年月日等、3 住所、4 電話番号
記録範囲	市民農園（児玉地域）の利用者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	林地台帳
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 経済環境部 支所環境産業課
個人情報ファイルの利用 目的	地域森林計画の対象民有林について、森林の土地所有者等の状況を記載したものであり、立木を伐採する場合、事前に伐採届出が必要な森林の確認等を行うため。
記録項目	1 所在地番、2 地目、3 林小班、4 林種、5 登記所有者、6 登記住所
記録範囲	所有者本人
記録情報の収集方法	埼玉県作成の森林簿をもとに作成。森林簿については個人情報の記載はないので、課税台帳をもとに作成。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		